

十一

の経過利率
の払込み

(一) 年〇・三パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
額に加え、次の算式により算
出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 81}{100 \times 365}$$

(二)

発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二
十・三一五を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時にお
いて取得する者が非居住者
又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける
所得税の税率を乗じた金額)
を控除することができる。

十三

初期利子

平成二十五年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 三 子 利 を 六
十 行 額 十 支 そ の 払 月
五 百 年 六 月 日 以 十
年 円 に 月 う 。 前 六 月 間 に 属 す
九 づ き 百 日 月 間 に 属 す
月 つ き 百 日 月 間 に 属 す
九 づ き 百 日 月 間 に 属 す
日 づ き 百 日 月 間 に 属 す